

2 検討会の記録

1) 第1回総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会

(1) 開催概要

■日時：

平成23年12月27日（火） 14:00～16:00

■場所：

発明会館 7階会議室

■出席委員：

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院・准教授
海津 ゆりえ	文教大学国際学部観光学科・准教授
神谷 有二	(株)山と溪谷・編集部長
神崎 忠男	(社)日本山岳協会・会長
東條 泰大	(財)自然環境研究センター・上席研究員
森 武昭	神奈川工科大学・副学長
山口 孝	北アルプス山小屋友交会・会長

■議題：

- (1) 検討委員会の設置
- (2) 大雪山の事例紹介
- (3) 山岳環境の現状と検討課題

■議事資料：

資料1	：総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置について
資料2	：大雪山における登山道の管理水準策定の取り組み（事例紹介）
資料3-1	：山岳環境の利用面において発生している問題と要因
資料3-2	：山岳環境保全対策推進事業業務における検討内容について
参考資料1	：事例収集調査概要
参考資料2	：登山道の管理と整備・大雪山国立公園登山道管理水準と登山の心得

(2) 議事概要

【議題1 検討委員会の設置】

(環境省資料説明)

(座長の選出)

- ・環境省より、森武昭委員を座長とすることの提案を行い、各委員より承認された。

【議題2 大雪山の事例紹介】

(愛甲委員説明)

- ・平成18年3月「登山道管理水準と登山の心得」を策定、昨年度と本年度で体制を整え直すための取り組みを、北海道地方環境事務所で行っている。
- ・策定の背景には、2000年頃の登山ブームで過剰利用の問題があり、その後、過剰整備について指摘され始めた。
- ・登山道の立地条件などによる段階的整備の考え方が整備され、ケーススタディとして大雪山が選ばれた。
- ・大雪山での問題としては、浸食、複線化、利用の集中、野営とトイレの問題等があった。また、木道が過剰整備と言われるものもあった。
- ・現状調査として、地質、地形、意識調査等を行ってきた。また、山岳利用関係者の検討会を行った。
- ・荒廃の程度、浸食、複線化、水の影響(融雪時期)など、登山者の通過予測人数(登山者名簿の記入率から実際のを想定)など、各要因を3年かけて収集し、データを重ね合わせた。
- ・登山道へのインパクトは、微地形やわずかな環境の違いにより発生するため、自然環境要因と利用状況から、登山道区間ごとの傾向を見いだすのは困難であった。
- ・評価のためには自然環境と現状だけではなく、元々どういう整備をするべき場所なのかを示し、それと組み合わせて整備や保守を考えるべきであるという考え方に至った。ROS (Recreation Opportunity Spectrum) は、アメリカの森林局で国有林の歩道や施設の管理水準、ゾーニングのためのシステムで、国立公園の管理にも使われている。
- ・ROSは、歩道を利便性の高い空間から、冒険的な体験ができるような空間までがグラデーションになっている中で、それぞれの場所で期待される施設の整備や環境、管理方法の違いや、利用者意識とのズレのないような計画を立てるというものである。
- ・大雪では、整備区域から原生区域までの分類を試みた。その中で、舗装道に近く、ロープウェイがあるようなアクセスしやすい場所は利便性の高い場所として整備・管理する一方で、林道終点から長時間歩くなどのアクセスしにくい場所の整備・管理の水準を下

げるという考え方で分類した。

- ・ニュージーランドでは ROS を活用し、歩道の 카테고리分けと利用者のタイプ想定を行い、区分するマークを作成、公園内の看板やパンフレットで広報している。利用者には、それぞれの区分に応じた装備、行動、責任の程度が求められる。
- ・大雪山の管理水準の設定を、「保護・利用体験ランク」と「保全・対策ランク」をそれぞれ3段階に設定し、組み合わせたマトリックスで9区分を設定した。(実際、大雪ではそのうちの5区分があてはまった)
- ・「保護・利用体験ランク」は、公園計画での位置づけやアクセス、関係者間の意見により、「保全・対策ランク」は調査データを元にした脆弱性・荒廃の程度の評価により区分した。区分の内容については、パブリックコメントも求めた。
- ・ROS はアメリカの手法であって、日本の山岳地の地形や特性等の事情に当てはまらない場合がある。
- ・実際に大雪で検討を行っているが、関係者に管理水準、技術指針の認識や活用度は低いという現状もある。
- ・管理水準策定後は、計画に位置付けないと作りっぱなしになって動かないという点が課題である。

【議題3 山岳環境の現状と検討課題】

(事務局資料説明)

(事務局現地調査説明)

座長：[森委員]

- ・誰のためのガイドラインとなるかについて、環境省の出先機関が計画や方針を決めるためのものであり、主な内容は、「手順を示すこと（意見収集などプロセス）」と「項目整理と資料を整理」についてとなる。

環境省：[田村]

- ・ガイドラインの作成後の運用方法について、本省から現場に呼び掛けていくことを想定している。

事務局：[鹿野]

- ・ガイドラインのアウトプットのイメージについて、整備・管理計画は山域ごとの計画を作る必要があるため、具体的にどこかの山域に当てはまるものを作るのではなく、計画を検討する際の手法を示すガイドラインの作成である。

委員：[愛甲委員]

- ・アメリカでの ROS の運用手法について、ゾーニングを行う際に ROS を必ず使わなければいけない。
- ・施設整備の水準を、グラデーションで変えていくという考え方が伝われば、地域の事情を考慮した計画が作られることになると思われる。

委員：[神崎委員]

- ・登山者の立場からは、考え方を学識レベルから常識レベルにして伝えるようにしていきたい。

委員：[神谷委員]

- ・登山者に何を望むのか等、自己責任の考え方が十分に整理されていない現状がある。一般登山者にどう落としていくかを考えたい。

委員：[東條委員]

- ・そもそも、その自然公園として、その場所をどう扱うか、どのように見せるか等が基本におかれ、そこから整備水準、費用負担などが出てくると思われる。考え方を整理することが重要である。

委員：[山口委員]

- ・山小屋の立場では、登山道は誰の道でもなく、山小屋の自身の道と考えるのが基本スタンスであり、手弁当で自分の道は直すという気持ちである。また、事故などはあくまで自己責任であり、何でも人のせいにする風潮は良くない。

環境省：[高橋]

- ・計画を各地でどう運用していくことが必要か、山の利用者と管理者の意識や情報のギャップなどの課題に対し、山域毎に計画を作っていくため必要な事柄について議論していきたい。

座長：[森委員]

- ・色々な複雑な問題があるが、シンプルに行くことが必要である。

委員：[愛甲委員]

- ・自然災害などが多く起こる山では、整理したランクが変わってしまう点については、見直しを何年かに一回見直すことになっており、整備が進むことによってグレードが変化することや、高齢の人の利用が増え、原始的な場所に利便性を求めるなど、時代で変わるものもある。

委員：[神谷委員]

- ・登山者の気質の変化について、自己責任についての共通認識はない。また、現在は単行の30代男性が中心になりつつある。マナー意識は低い、が、まじめなので言えばわかる。しかし、高齢の人など、体系で物事を理解している人らは、国立公園内なら国の問題ととらえる傾向がある。

委員：[神崎委員]

- ・規定がなくても秩序が守られるのが「登山者」の気質であるが、現在の多くは「登山客」である。国際山岳連盟でも、自然保護に対するモラルの低下が言われているが、どう指導していくかが課題である。

委員：[海津委員]

- ・管理は協働で行う時代になっていることから、山に対する共通の姿勢や理念のようなものが、ガイドラインの冒頭で謳われていることが必要である。また、今の登山客の目線まで落として伝えることが必要。

委員：[神崎委員]

- ・目線を落として伝えた場合、それで正しいと思われる恐れがあることに注意が必要。新たに気づきを与えることも大切である。また、卓越した登山ではない多様な登山スタイルの中では、一つのマナー・モラルでは対応しきれない。自然環境のモラルをどう指導していくかが課題である。

環境省：[高橋]

- ・今回は、登山者の意識の面まではアプローチしないが、情報共有、意識共有の必要性について取り扱うこととしたい。

座長：[森委員]

- ・計画の運用には、登山者の意識改革のようなものが背景にないと機能しないと思われる。

委員：[東條委員]

- ・自己責任や管理責任については基本的にグレーゾーンであり、法律的にも明確に線引きができないのが実際である。考え方の基礎となるものを、現場職員や山小屋の間で共有され、登山者に事情を説明できるような状況になることが重要である。

事務局：[鹿野]

- ・ 検討の受け皿となる協働組織の存在について、山城毎に何らかのものが多く存在しているが、県境で分かれている場合もある。

委員：[愛甲委員]

- ・ 多種多様な管理主体や管理者があると、それぞれに少しずつ違った活動をしており、登山者に伝える内容にも違いが出ることから、考え方を整理しておくことが大切である。

座長：[森委員]

- ・ 事業レビューの背景には、PDCA サイクルが回っていないことがあると思われる。税金を投資したものがどれだけ有効にまわっているのか検証が必要である。

委員：[愛甲委員]

- ・ 大雪の取り組みにおいて、地域の山岳関係団体との連携については、定期的に情報交換はできている。

委員：[神崎委員]

- ・ 山岳団体等で自分らには関係ないことになってしまいがちであるため、巻き込んで進めていく体制を考える必要がある。

委員：[愛甲委員]

- ・ 自然環境の価値を将来にわたって伝えていくうえで、その価値は変えてはいけないものである。維持するために本当のあるべき姿というものがあ、そこに管理を付けくわえていくことが望ましい。どういったプロセスを踏むべきかを、どういう体制で行っていくかについて検討していきたい。

総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置について

1. 総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置の背景及び目的

平成 22 年 6 月に実施された環境省の行政事業レビューにおいて「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」は「廃止」との判定がなされたものの、見直し(4件)と廃止(4件)に意見が分かれ、「一旦廃止して、ゼロベースから見直す」との総括コメントが付された。

このため、環境省は、第三者による「山岳地域環境保全対策等検討会」を設け、山岳環境保全のあり方をゼロベースから見直し、新たな山岳環境保全対策として以下のとおり対応することとした。

- 「レビュー」の意見を実現するため、山域ごとに総合的な取り組みを推進する
(入山規制・入山協力金・携帯トイレ等の導入)
- レビューで求められた規制・受益者負担の仕組みに移行
(山小屋再整備に際しての浄化施設の義務づけと利用者負担の強化)
- し尿処理改善へのインセンティブの働かない未改良山小屋の早期改善のための、時間的・限定的助成を実施
 - ・国立公園・国定公園に限定(移行措置有)
 - ・公共的機能を果たす山小屋を対象を限定
(公衆トイレの代替など国費の削減効果のあるもの)
 - ・第三者委員会による手続きの透明化
 - ・受益者負担の明確化
 - ・地域協議会を通じ助成等

この見直しを踏まえ、平成 23 年度特別要望枠において、入山者の規制等の総合的な環境対策について検討する「総合的山岳環境保全対策推進事業」と、民間山小屋のトイレ整備補助として「山岳環境保全対策支援事業」が認められたところ。

本検討会は「総合的山岳環境保全対策推進事業」の予算を用い、入山規制・入山協力金・携帯トイレの導入等をはじめ、山岳地域の利用のあり方を考える手順、山岳地域ごとの管理目標設定の手法等、総合的な環境保全対策について検討し、山岳地域におけるガイドラインとして取りまとめ、全国の国立公園の適正な管理に資することを目的とする。

2. 総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置要綱

総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 国立・国定公園における新たな総合的山岳環境保全対策に係る検討を図るために必要な助言を得るため、有識者による「総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会」(以下、「検討会」とする。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は山域ごとに総合的な山岳環境保全対策を推進するためのガイドラインを取りまとめるため、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 入山のあり方(入山規制等)
- (2) 費用負担のあり方(入山協力金等)
- (3) 利用形態に応じた利用施設(山岳トイレ、登山道等)の整備水準及び管理水準の考え方
- (4) その他、山岳環境保全対策に必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局は、環境省より委託された財団法人国立公園協会が務める。

(その他)

第 6 条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

3. 検討委員（敬称略・50音順）

氏名	所属・役職
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院・准教授
海津 ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科・准教授
神谷 有二	株式会社山と溪谷社・編集部長
神崎 忠男	社団法人日本山岳協会・会長
東條 泰大	財団法人自然環境研究センター・上席研究員
轟 武昭	神奈川工科大学・副学長
山口 孝	北アルプス山小屋友交會・会長

4. スケジュール（案）

第1回検討会（平成23年12月）

- ・検討会の設置及び進め方
- ・大雪山の事例紹介
- ・山岳環境の現状と検討課題

第2回検討会（平成24年2月）

- ・山岳地域における様々な利用形態及び必要な施設
- ・国立公園の空間タイプ分類及び対応する利用施設
- ・山岳地域における適正利用の進め方に関するガイドライン骨子

第3回検討会（平成24年3月）

- ・施設の用途、整備水準、管理水準及び利用者の費用負担
- ・山岳地域における適正利用の進め方に関するガイドライン素案

大雪山における 登山道管理水準策定の取り組み

北海道大学大学院農学研究院
愛甲 哲也

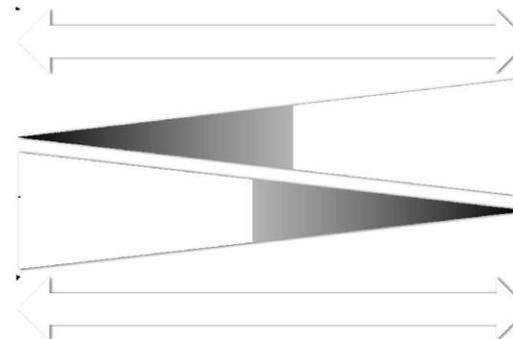
モデル地区の調査と区分から分かったこと

- ・ 単純にデータを重ねるだけでは区分できない
- ・ 各調査の計測単位・精度が異なる
- ・ インパクトは、微地形やわずかな環境の違いにより発生し、自然発生的に崩壊は進む
- ・ 現状だけ配慮すると、本来の姿が失われる
- ・ 自然環境と現状だけではなく、「あるべき姿」の提示が必要

大雪山における検討の経緯

- 1990年始め 研究者が登山道と野営地におけるインパクト発生指摘
- 1996年 環境省レンジャーによる登山道全域調査
- 2001年 本省での検討のケーススタディ
「愛山溪地区の登山道の維持管理・整備に関する懇談会」
- 2001~2003年 登山道現状調査
- 2003年 愛山溪・旭岳地区を対象に集中的な調査
- 2004年 全域対象に「登山道の管理水準検討調査」
- 2005年 パブリックコメントを経て
「大雪山国立公園登山道管理水準と登山の心得」策定

ROS (RECREATION OPPORTUNITY SPECTRUM)



(山岳レクリエーション研究会2005)

ニュージーランドにおける歩道と利用者の分類

歩道のカテゴリ	利用者タイプ
Path : 園路	Urban Residents: 都市住民
Short Walk : 小道	Short Stop Travellers: 短時間利用者
Walking Track : 歩道	Day Visitors: 日帰り利用者
Tramping Track(Great Walk – Easy Track): 軽登山道	Backcountry Comfort Seekers: 快適志向ハイカー
Tramping Track : 登山道	Backcountry Adventurers: 冒険志向ハイカー
Route : 長距離道	Remoteness Seekers: バックカントリー利用者

歩道カテゴリごとの属性

- ・ 想定される利用、適切な靴
- ・ 歩道の構造
- ・ 傾斜、最低幅員、段差
- ・ 舗装、木道、橋梁、はしご、柵
- ・ 展望台、避難小屋、椅子、テーブル
- ・ 植生の管理
- ・ 標識、情報提供
- ・ 自転車利用への対応

32

ニセコにおけるROSの評価例

国有林レクリエーションの森の見直しともなう歩道の評価

北海道森林管理局が、地元関係者、公募委員(地元、全道)、研究者、関係機関によるワークショップを開催

評価手法の勉強会、グループ別の現地調査、最終取りまとめのワークショップを開催

関係機関、地元自治体に結果の周知、意向聴取



調査時の問題点などの玉出し

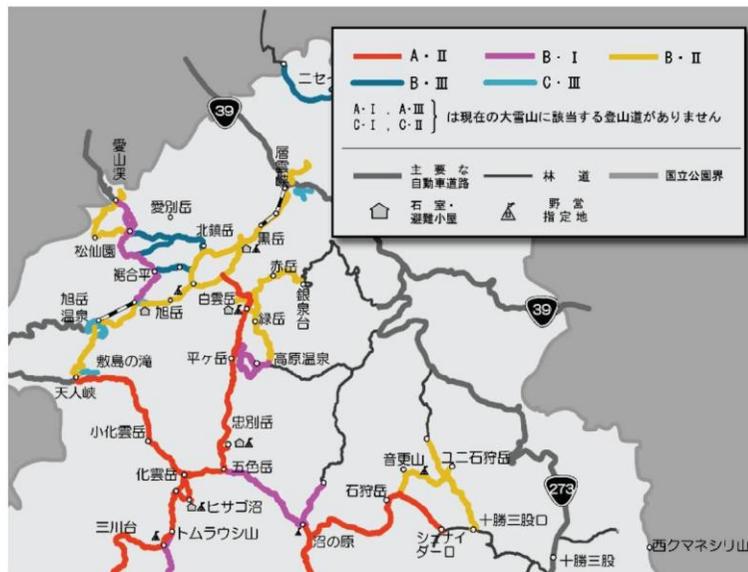
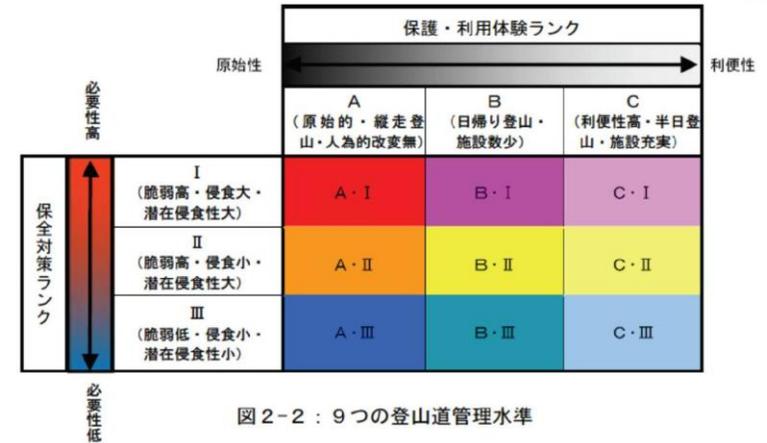
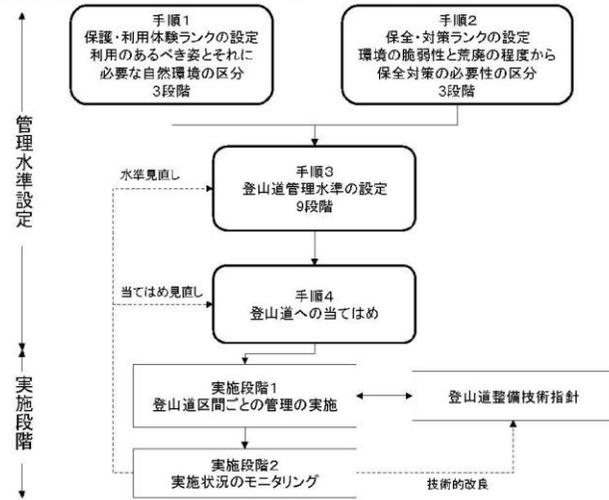


指標評価のすり合わせ

各指標の評価の基準

指標	評価	1	2	3	4	5
①自然らしさ	近くに人工物(道路、建造物等)が見える。	若齢人工林、皆伐跡地・疎林(自然の疎林は含まない)。	広葉樹二次林、高齢人工林。	択伐天然林。または極相の天然林だが遠中景に人工物(スキー場、伐採跡地、林道・道路、送電線、電波塔等)が見える。	極相の天然林、高山帯。人工物は見えないが、遠景に麓の町が見える場合を含む。	
②歩道の状態(晴天時を想定)	舗装(ウッドチップ)、木道。ユニバーサルデザイン。	砂利、ウッドチップ。締まった土。	歩きやすい状態。スニーカー可。	根、石、ぬかるみ等で気を付けて歩く必要あり。	敷き必要。岩場、ガレ場、クサリ場。	
③歩道の安全性(晴天時を想定)	特に安全性に配慮した整備(手すり、注意標識、柵等)がされている。	1と3の間	ふつうの配慮(注意標識等)がされている(特に安全上問題がない状態)。	3と5の間	安全上の配慮は最低限のもののみ。基本的に利用者が自らの判断で行動することが求められる。	
④出会いの頻度(週末、夏期等の混雑期)	常に人に会い、人の話し声が聞こえる。時には渋滞が起こる。	しばしば人に会う。	時々(1時間に4、5回程度)人に会う。	まれに(1日に4、5回程度)人に会う。	一日歩いても、他のグループの人にはほとんど会わない。	
⑤標識(道標、解説標識、注意標識)	単位距離ごとに道標がある。頻繁に解説板がある。	分岐点間にも距離標、時間標などの表示板がある。主要な場所に解説板。	分岐点には必ず道標がある。始点等に解説板。	主な分岐点には道標がある。	ほとんど道標はない。	
⑥プログラム・巡視	多数のプログラムが常時行われている。巡視が行われている。	主要なプログラムが行われている。	不定期にガイド等によるプログラムが行われている。	まれにプログラムが行われる。	なし。	

大雪山登山道管理水準の設定手順



進む登山道の対応

- 上川地区、新得地区、関係者による協議会設置
- 近自然工法による登山道の改修事業(環境省直轄)
- 登山道、トイレなどに関する様々な調査
- 大雪山国立公園管理運営連絡協議会(大連協)と研究者ネットワークの連携
- 森林管理署と、北海道山岳ガイド協会による登山道補修
- 山岳会、市民団体による啓発活動、清掃活動

登山道事業執行状況

57区間のうち22区間は未執行

執行区間は25(北海道20、森林管理署3、地方環境事務所3、地元自治体1)

表大雪、高根ヶ原、トムラウシは主に北海道

北大雪、十勝岳、東大雪は未執行

維持管理者がいない区間もある

平成21年度大雪山国立公園登山道整備・維持管理体制の検討基礎調査業務報告書

関係者のヒアリング結果

維持作業の主体、関わりは複雑

人材と資金不足

管理水準・技術指針の認識・活用度は低い

予算・人員減少による将来への不安

横の連絡がない

登山道だけでなく、トイレや山小屋も含むのがよい

登山道維持についての連絡・情報発信が必要

事故時の管理責任を問われないか不安

平成22年度大雪山国立公園表大雪地域登山道協働型維持管理体制検討業務報告書

登山道の維持管理に関連する団体

林野庁

- 北海道森林管理局(上川中部・上川南部・十勝西部森林管理署東大雪支所)
- 森林パトロール事務所(黒岳、銀泉台、高原温泉)

環境省

- 北海道地方環境事務所(上川・東川・上士幌自然保護官事務所)
- 大雪山国立公園パークボランティア、自然公園指導員

自治体

- 北海道自然保護課、上川・十勝総合振興局、教育局(上川・十勝)、上川南部森づくりセンター、自然保護監視員
- 市町村(上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、富良野市、南富良野町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町)

遭難救助関係

- 北海道山岳遭難防止対策協議会
- 北海道警察

その他

- 上川地区登山道等維持管理連絡協議会
- 然別自然休養林保護管理協議会
- 新得地区登山道維持管理協議会
- 東川町大雪山国立公園保護協会
- 上士幌町観光協会
- 旭川山岳会、富良野山岳会、上川山岳会、東川山岳会、美瑛山岳会、上富良野山岳会、新得山岳会、
- 民間企業

他に、山岳ガイド、研究者ネットワーク、市民団体など

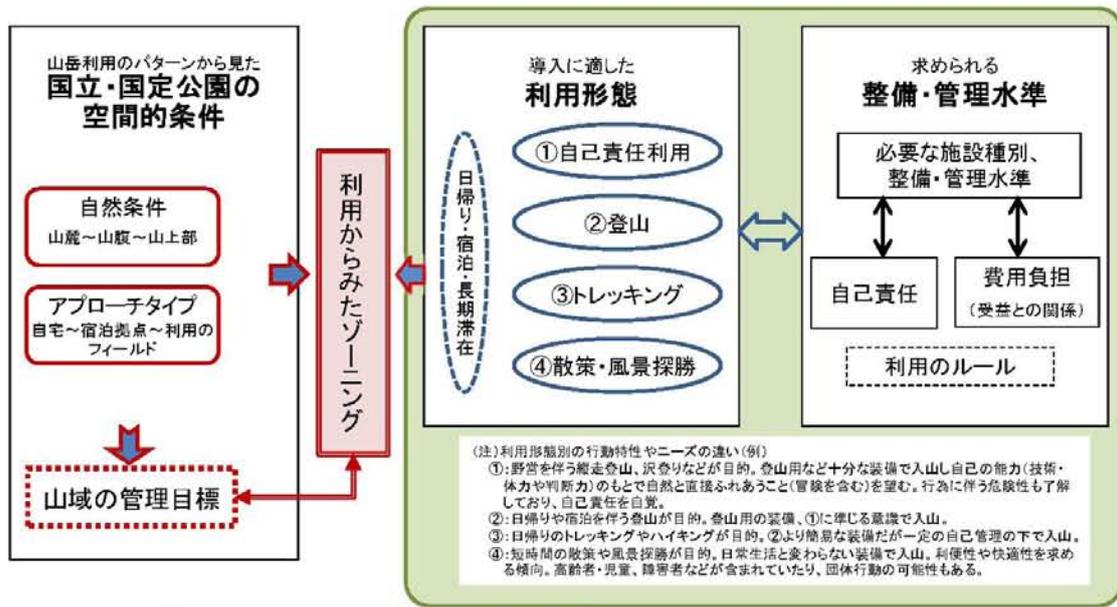
管理水準策定後の課題

- 管理水準・技術指針の見直し、周知
- 情報を共有し、発信する仕組み
- 技術の習得と、人材の育成、飯をくえる仕組み
- 複雑な維持管理体制、資金源の整理、共有できる仕組み
- 都市部の登山者をボランティアとして送り込む仕組み
- 以上の仕組みを実現するリーダーシップ、後押し、予算づけ
- 以上の仕組みを、上位の計画、法律にも位置づける
- 一過性の計画づくり、報告書を塩漬けにしない
- 自然公園の管理状況を客観的に評価する第三者機関、団体

山岳環境の利用面において発生している問題と要因

資料3-1

NO	項目	問題の内容(事例より)	発生しやすい場所	問題を引き起こしている要因					
				導入すべき利用の形態が不明確	必要な施設の整備水準が不明確	方針が共有されていない	自己責任の考え方が十分整理されていない	費用負担の考え方が十分整理されていない	責任や負担の考え方の説明が不十分
1	利用増に伴う利用環境への悪影響	登山者増により、山の原生的雰囲気失われている[大雪山] 利用の集中により渋滞や混雑が発生[那須]	山上部または山腹	○					○
2	利用増に伴う自然環境への負荷	登山者が増加し、登山道沿いの植生の踏み荒らしや登山道の浸食(地質の問題もある)が発生[利原山]	山上部または山腹	○					○
3	アクセス手段の出現による核心部周辺での利用の混乱	ロープウェイ終点から山頂まで、登山者と一般利用者とが混在[那須] ロープウェイにより可能となった一般利用をどこまで許容するか範囲が不明確[西穂高]	山上・山腹の境界	○					○
4	過剰整備問題	核心部までのアクセス道路が通じて増大した散策型利用者のための施設整備に対し、過剰整備ではないかとの指摘[立山室堂]	山上・中腹の境界	○					○
5	利用を許容する範囲	羅臼岳以奥の山岳部の利用を認めるか議論(硫黄山以奥は冒険的利用と認められている)[知床半島]	山上部(核心部)	○					
6	危険性からの利用禁止	火山噴火の危険があり、登山禁止措置をとっているが入山を希望する声もある[霧島山]	山上部(核心部)	○					○
7	自己責任と事故対応	危険を承知で入った自己責任型利用の登山エリアで発生した遭難事故において、救助費用は誰が負担するのかが問題になっている	山上部または山腹					○	
8	整備水準に関する情報伝達の不備	アプローチ歩道の整備水準がだんだん下がりが最後は登山道レベルとなるが、利用者はわからないまま進む[米子犬瀑布]	山麓～山腹	○					
9	求める整備水準の不一致	一般の利用地(風景探勝)と登山口という性格を持つが、一般の利用者からは整備水準を上げてほしい(バリアフリー施設設置など)との要請[上高地]	山麓部	○					
10	利用増に伴う整備水準向上の要求	利用者増によりトイレ整備の要望があり、携帯トイレを導入するかどうかの議論が続いている。[屋久島]	山腹～山上部	○					○
11	増大する管理費の負担者	利用者増によるトイレの管理負担が増大[大雪山] トイレの管理費が大きく山小屋からは受益者負担を明確にしてほしいとの要望[北アルプス]	山腹						○
12	整備水準と費用負担のバランス	ヘリによる尿尿運搬が必要なトイレと、車道沿いに設置されたトイレなど、管理の困難性が異なる施設の費用負担のあり方が議論になる。[尾瀬]	山麓～山腹						○



山岳部における、空間タイプに応じた適正利用を進めるための管理目標の設定、施設整備水準決定のためのガイドラインとりまとめ

ガイドラインとして示す「検討手順」(案)

